

意見募集案件	空家等対策計画と特定空家等の認定基準の作成について
担当課	市民環境部市民課 空家対策担当 電話 011-372-3311 内 2305

意見募集期間	平成 29 年 9 月 6 日(水)から平成 29 年 10 月 5 日(木)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(市民課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター市役所連絡所、エルフィンパーク市民サービスコーナー、中央公民館、図書館、大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 9 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面(様式自由)による提出</li> <li>・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか</li> </ul> <p>※近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。電子メールで提出される場合は、メール本文に記載するか、下記提出先にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象事業の計画番号を記入のこと</li> </ul> <p>(住所・氏名・電話番号の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>市民環境部市民課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-370-2380 電子メールアドレス: <a href="mailto:shimins@city.kitahiroshima.lg.jp">shimins@city.kitahiroshima.lg.jp</a></p>
検討結果の公表 予定時期	市ホームページにて平成 29 年 12 月頃公表予定 ※意見については、検討の後、意見の概要及び市の考えを公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、本市においても空き家が増加傾向にあることから、「北広島市空家等の適切な管理に関する条例」及び「北広島市空家等対策推進協議会設置条例」を制定し、「北広島市空家等対策推進協議会」での意見を踏まえ、今後の空家等対策を総合的かつ計画的に進めることを目的とする。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①空家等の発生抑制</li> <li>②空家等の利活用の促進</li> <li>③管理不全な空家等の防止と解消</li> <li>④空家等対策に関する実施体制の整備</li> </ul> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>本計画を基に市内の空家に対する取組みおよび措置等</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報)</p> <p>札幌市、恵庭市、石狩市などで策定済み</p>

対象となる政策等の原案	別紙のとおり
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 下記のとおり予定。 H29年11月 平成29年度第2回空家対策推進協議会開催 H29年12月 計画等を策定・公表